

発議第 7 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成 27 年 6 月 18 日

廿日市市議会議長 藤 田 俊 雄 様

提出者	廿日市市議会議員	山 田 武 豊
賛成者	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	山 本 和 臣
〃	〃	徳 原 光 治
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	有 田 一 彦
〃	〃	三分一 博 史

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保

障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍晋三	宛
内閣官房長官	菅義偉	宛
総務大臣	高市早苗	宛
財務大臣	麻生太郎	宛
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	甘利明	宛
経済産業大臣	宮沢洋一	宛
地方創生担当大臣	石破茂	宛

発議第 8 号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度
2 分の 1 復元をはかるための平成 2 8 年度政府予算に係る意
見書

地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

廿日市市議会議長 藤 田 俊 雄 様

提出者	廿日市市議会議員	山 田 武 豊
賛成者	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	山 本 和 臣
〃	〃	徳 原 光 治
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	有 田 一 彦
〃	〃	三分一 博 史

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をはかるための平成28年度政府予算に係る意見書（案）

平成23年度より小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が、昨年に続き平成27年度も政府予算に措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、このための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成28年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要請いたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 宛
文部科学大臣	下 村 博 文 宛
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 宛
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 宛
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 宛

発議第 9 号

「年金積立金の被保険者の利益のためだけの安全かつ確実な
運用」に関する意見書

地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

廿日市市議会議長 藤 田 俊 雄 様

提出者	廿日市市議会議員	林 忠 正
賛成者	〃	北 野 久 美
〃	〃	新 田 茂 美
〃	〃	田 中 憲 次
〃	〃	砂 田 麻佐文
〃	〃	角 田 俊 司
〃	〃	植 木 京 子
〃	〃	小 泉 敏 信
〃	〃	仁井田 和 之

「年金積立金の被保険者の利益のためだけの安全かつ確実な運用」に関する意見書(案)

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、平成26年10月31日、基本ポートフォリオを大きく変更しました。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、被保険者の利益のためだけに、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであります。GPIFの使命は年金制度の運営の安定に貢献することとされており、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFは保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、廿日市市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、被保険者の利益のためだけに、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。

2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島	理森	宛
参議院議長	山崎	正昭	宛
内閣総理大臣	安倍	晋三	宛
厚生労働大臣	塩崎	恭久	宛

発議第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年廿日市市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 27 年 6 月 18 日

廿日市市議会議長 藤 田 俊 雄 様

提出者 廿日市市議会議員 小 泉 敏 信

賛成者 " 枇杷木 正 伸

 " " 新 田 茂 美

 " " 山 本 和 臣

 " " 林 忠 正

 " " 田 中 憲 次

 " " 徳 原 光 治

 " " 井 上 佐智子

 " " 砂 田 麻佐文

 " " 角 田 俊 司

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

廿日市市議会会議規則（昭和 63 年廿日市市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 9 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

(提案理由)

女性議員が活躍できる環境を整備し、議会の活性化を促進することで、より良い住民サービスの実現を目的とし、会議及び委員会における議員及び委員の欠席の届出に関する規定の一部を改正するため、この規則案を提出するものである。

(発議第 10 号議案説明書)

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

女性議員が活躍できる環境を整備し、議会の活性化を促進することで、より良い住民サービスを実現するため、会議及び委員会における議員及び委員の欠席の届出に関する規定の一部を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 本会議における議員の欠席の届出について、出産のため出席できないときの規定を新たに設ける。(第 2 条関係)
- (2) 委員会における委員の欠席の届出について、出産のため出席できないときの規定を新たに設ける。(第 9 1 条関係)

3 施行期日

平成 27 年 6 月 18 日

4 根拠法令

地方自治法

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。
- ③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。